

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 22 日）

府省名	厚生労働省
対象事業名	雇用保険関係手続

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
52941	雇用保険育児休業 給付(育児休業給付 金)の申請(初回申 請)	申請等	国民等 (民間事 業者等経 由)	国	389,585 件	112,186 件	28.80%	50%	令和 5 年 3 月
52958	雇用保険被保険者 休業開始時賃金月 額証明書の提出	申請等	民間事業 者等	国	414,875 件	117,544 件	28.33%	50%	令和 5 年 3 月
52960	雇用保険被保険者 個人番号登録・変更 届	申請等	民間事業 者等	国	1,331,550 件	525,873 件	39.49%	50%	令和 5 年 3 月
52962	雇用保険被保険者 資格取得届	申請等	民間事業 者等	国	8,351,983 件	3,117,809	37.33%	50%	令和 5 年 3 月

52963	雇用保険被保険者 資格喪失届	申請等	民間事業 者等	国	7,735,594 件	2,698,478 件	34.88%	50%	令和5年3 月
52964	雇用保険被保険者 証交付	申請等に 基づく処 分通知等	国	国民等、 民間事業 者等	8,351,983 件	3,117,809 件	37.33%	—	—
52966	雇用保険被保険者 転勤届	申請等	民間事業 者等	国	531,984件	205,026件	38.54%	50%	令和5年3 月
53402	離職票の交付・再交 付	申請等に 基づく処 分通知等	国	国民等、 民間事業 者等	4,971,709 件	1,630,608 件	32.80%	—	—
53040	高年齢雇用継続基 本給付金(初回)の 申請	申請等	国民等 (民間事 業者等経 由)	国	4,631,081 件	1,073,690 件	23.18%	50%	令和5年3 月
53044	高年齢再就職給付 金の申請(2回目以 降)	申請等	国民等	国			—	—	—
53045	高年齢再就職給付 金の申請(初回)	申請等	国民等	国			—	—	—
52937	雇用保険の事業所 の各種変更の届出	申請等	民間事業 者等	国	129,008件	15,299件	11.86%	—	—
52947	再就職手当の支給 申請手続	申請等	国民等	国	435,713件	1件	0.0002%	—	—

52948	就業促進定着手当の支給申請手続	申請等	国民等	国	125,198 件	3 件	0.0024%	—	—
52965	雇用保険被保険者証再交付申請	申請等	国民等、民間事業者等	国	462,324 件	6,416 件	1.39%	—	—
53121	受給資格者証の再交付の申請	申請等	国民等	国	168,990 件	—	—	—	—
53059	高年齢受給資格者証の再交付の申請	申請等	国民等	国		—	—	—	—
53277	特例受給資格者証の再交付の申請	申請等	国民等	国		—	—	—	—
53339	払渡希望金融機関指定・変更届の提出	申請等	国民等	国	575,772 件	—	—	—	—

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

別添1のとおり。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

民間事業者等からの申請から国民等への公文書の返戻までが一貫してオンライン化されている。

なお、手続 ID53121、53059、53277、53339 はオンライン化未実施。既存のシステムの活用によるオンライン手続を整備し、令和7年末までの

対応を検討。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

<p>手続名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険育児休業給付（育児休業給付金）の申請（初回申請） ・ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出 ・ 雇用保険被保険者個人番号登録・変更届 ・ 雇用保険被保険者資格取得届 ・ 雇用保険被保険者資格喪失届 ・ 雇用保険被保険者転勤届 ・ 高年齢雇用継続基本給付金（初回）の申請 					
<p>各手続の概要</p>	<p>【概要】</p> <p>雇用保険における育児休業給付の申請、個人番号の登録・変更、被保険者資格の取得、被保険者資格の喪失、転勤及び高年齢雇用継続給付の申請に関して、民間事業者等が公共職業安定所に対して必要な申請・届出を行うもの。</p>					
	<p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p>					
	<p>手続名</p>	<p>平成28年度</p>	<p>平成29年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>
	<p>雇用保険育児休業給付（育児休業給付金）の申請（初回申請）</p>	<p>12.68%</p>	<p>16.76%</p>	<p>21.66%</p>	<p>28.80%</p>	<p>44.12%</p>
	<p>雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書</p>	<p>12.56%</p>	<p>16.58%</p>	<p>21.38%</p>	<p>28.33%</p>	<p>43.45%</p>

	の提出					
	雇用保険被保険者個人 番号登録・変更届	6.28%	19.61%	37.37%	39.49%	44.98%
	雇用保険被保険者資格 取得届	21.26%	26.19%	31.78%	37.33%	46.90%
	雇用保険被保険者資格 喪失届	19.03%	23.92%	29.33%	34.88%	44.83%
	雇用保険被保険者転勤届	22.84%	26.93%	31.11%	38.54%	65.03%
	高年齢雇用継続基本給 付金（初回）の申請	9.86%	12.88%	17.06%	23.18%	44.14%
	オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方 （主要な手 続について 目標設定）※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載	【目標】 オンライン利用率 50% オンライン利用率＝電子申請による正常処理件数／（電子申請による正常処理件数＋窓口申請による正常処理件数） ※「行政手続等の棚卸調査」では、エラー件数も含めて算出していたため、件数が異なっている。				
【取組期間（達成期限）】 令和5年3月まで						
【目標・期間設定の考え方】 令和元年度のオンライン利用率が概ね30%であること及び「目標オンライン利用率及び期間設定の考え方」を踏まえ、目標を50%とした。						
オンライン	課題	特に中小企業主において、オンライン申請を利用するために必要な初期設定や申請が困難。				

利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン①	中間 KPI	【目標・達成期限】 年間 3,000 件以上の事業所に対してオンライン申請を開始できるよう令和 3 年度及び 4 年度において、雇用保険電子申請アドバイザーがオンライン申請を利用していない事業所を訪問又は電話により説明を行う。
		【KPI の定義】 年間訪問事業所数＝令和 3 年度及び 4 年度の各年度において、雇用保険電子申請アドバイザーが訪問又電話により、オンライン申請を利用するための初期設定や申請方法の説明を行った事業所数
	アクションプラン a	【取組内容】 令和 3 年度及び 4 年度の各年度において、労働局ごとに管内のオンライン申請を利用していない事業所を把握し、雇用保険電子申請アドバイザーごとに訪問予定計画を策定する。
		【取組期限（期間）】 各年度の 5 月まで
	アクションプラン b	【取組内容】 策定した訪問予定計画表に基づき、雇用保険電子申請アドバイザーがオンライン申請を利用していない事業所を訪問又は電話することにより、オンライン申請を利用するための初期設定や申請方法の説明を行う。
【取組期限（期間）】 各年度末まで		
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン②	課題	電子証明書に代えて、無料で取得可能な G ビズ I D が利用可能であることが十分に知られていない。
	中間 KPI	【目標】 令和 2 年度に雇用保険適用事業所に対して、電子証明書に代えて、無料で取得可能な G ビズ I D が利用可能であることを周知する。
		【KPI の定義】 周知事業所割合＝ハガキを送付した事業所数／雇用保険の全適用事業所数
アクションプラン a	【取組内容】 全ての雇用保険適用事業所に対して周知文を掲載したハガキを送付する。	

		【取組期限（期間）】 令和3年3月中
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	課題	申請書の記入誤りが多いことにより、申請者がオンライン申請の利便性を十分に享受できていない。
	中間 KPI	【目標】 申請者がオンラインで簡易に申請書の記入方法を確認できるよう、各種雇用保険関係手続の申請書の記入方法に関するチャットボットを導入する。
		【KPI の定義】 記入方法に関するチャットボットを導入した手続割合＝記入方法に関するチャットボットを導入した手続／上記1に掲げる手続のうち利用率目標を設定した7手続
	アクション プラン a	【取組内容】 チャットボットの運用を開始する。
【取組期限（期間）】 令和4年度中		
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン④	課題	オンライン申請を行った場合に電子ファイルで交付される確認通知書や支給決定通知書等の返戻公文書は、その電子ファイルを事業主から被保険者にメールで転送することにより通知することも可能としているが、そのことが十分に認識されていないため、申請者がオンライン申請の利便性を十分に享受できていない。
	中間 KPI	【目標】 確認通知書や支給決定通知書等の返戻公文書は、その電子ファイルを事業主から被保険者にメールで転送することにより通知しても差し支えないことを周知する。
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン申請に対する返戻公文書の電子ファイルを送信する際に、確認通知書や支給決定通知書等の返戻公文書は、その電子ファイルを事業主から被保険者にメールで転送することにより通知しても差し支えないことを周知する文書を併せて送信する。

		【取組期限（期間）】 令和3年6月までに周知文書の送信を開始
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン⑤	課題	<p>事業所からの提出手続については、社会保険労務士（以下「社労士」という。）による手続代行が多いことから、現在オンライン申請を行っていない社労士には、オンライン申請を行っていただくよう周知していく必要がある。</p> <p>【参考】 ○規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）抄 f 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、オンライン利用率が低い手続が多い状況にあることを踏まえ、まずは上記No.5の取組を通じてオンライン利用の向上を図る。併せて、社会保険労務士による手続代行が多いことを踏まえ、デジタル化を抜本的に進める上で社会保険労務士の果たすべき役割について検討を行う。</p>
	中間 KPI	【目標】 社会保険労務士へオンライン申請を行っていただくよう積極的に周知する。
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】 全国社会保険労務士連合会、各社会保険労務士会への周知・協力依頼を実施する。
		【取組期限（期間）】 随時実施
	アクション プラン b	【取組内容】 定期的に社会保険労務士の意見等を聴取できる場を設ける。
【取組期限（期間）】 原則月1回、社労士会定期協議会を実施する		

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表を行う。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

- ・雇用保険部会において、実績報告とともに提出し、委員の方々からご意見をいただく。

7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。